

(2) 担い手確保に関する取組

ア 保護司候補者の確保のための方策

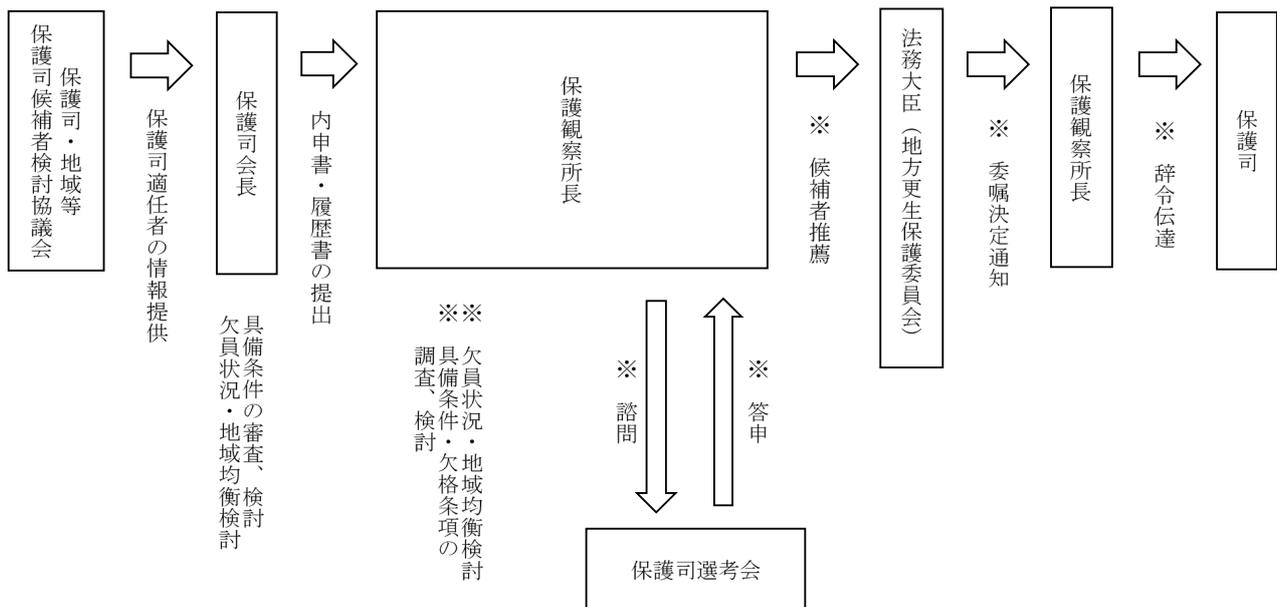
保護司の委嘱については、保護司法第 3 条第 1 項及び第 3 項において、保護観察所の長が推薦した者のうちから法務大臣が行うこととされている。そして、保護観察所の長は、委嘱等通達において、各保護区における保護司の配置及び保護観察中の者等の分布の状況のほか、各地域の人口、犯罪その他の状況を勘案して、広く地域の各層から保護司候補者を見い出すよう努めることとされている。

また、保護司会は、保護司法第 13 条第 2 項及び保護司会等規則第 4 条において、保護司の人材確保の促進に関する活動の事務を行うこととされている。

保護司候補者^(注)の確保に当たっては、以下の図 3-(2)-アに示すように、一般的には、保護司会長において保護司候補者の情報提供を受け、具備条件の審査・検討等を行った後、保護観察所長に対して内申がなされる。この内申を経て、保護観察所長が保護司候補者を法務大臣に推薦するという流れとなっている。

(注) 保護司として適任と思われる人物のことをいう。法務省の資料では「保護司適任者」との記載もみられるが、今回の調査では、資料から引用している場合を除き「保護司候補者」とする。

図 3-(2)-ア 保護司の委嘱までの手続のおおまかな流れ



- (注) 1 保護観察所の資料を参考にして、当省が作成した。
 2 ※を付した手続は、保護司法又は委嘱等通達において規定されているものである。
 3 保護司選考会は、保護司法第 5 条に基づいて設置されており、保護観察所長からの諮問に応じて保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べる。
 4 保護観察所長による候補者推薦は、保護司の選考に関する規則（平成 13 年法務省令第 15 号）により、地方更生保護委員会を經由して行う。また、保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱に関する訓令（昭和 59 年 2 月 27 日付け法務省人任訓第 222 号）により、地方更生保護委員会の委員長は、保護司の委嘱を法務大臣名をもって代行することができる。
 5 保護司会長と保護観察所長との間では、内申書・履歴書の提出の前に、内申の可否の照会や保護司候補者申告書の提出などの手続を行っている。

そして、従来の保護司候補者の確保については、平成 24 年版犯罪白書によると、個々の保護司の人脈を活用して保護司候補者に関する情報を集め、退任予定保護司の後任者を探し出すことが実態として多くみられるとされている。しかし、個々の保護司の人脈を活用した候補者の発掘は、職務内容を熟知した保護司によって、保護司候補者の人柄をよく理解してなされる点でメリットは大きいものの、限界もあると述べられている。

(7) 保護司候補者検討協議会等

i 法務省の保護司候補者検討協議会に関する取組

法務省は、近年、地域社会における人間関係の希薄化等の影響によって、これまで主流としていた保護司の人脈での保護司候補者の確保が困難化するなどの問題が生じているとし、こうした問題の解決を図るため、平成 16 年度から実施してきたモデル事業の成果を踏まえ、20 年度から保護司候補者検討協議会（以下「協議会」という。）の設立を進めている。

協議会の目的は、保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い人材から保護司候補者を確保するとともに、保護司候補者の推薦手続の一層の適正化を図ることであり、協議会の運用に当たって、法務省は、その手続等を定めた「保護司候補者検討協議会設置要綱」（平成 20 年 3 月 31 日付け法務省保更第 178 号法務省保護局長通達。以下「協議会設置要綱」という。）及び協議会設置要綱を実施する際の留意点を定めた「保護司候補者検討協議会設置要綱の実施について（解説）」（平成 20 年 3 月 31 日付け保更第 179 号総務課長・更生保護振興課長通知。以下「協議会設置要綱の解説」という。）を、保護観察所に対して示している。その主な概要は、次のとおりである。

〔協議会の概要〕

〔設置〕

- ① 保護観察所長及び保護司会長（以下「保護観察所長等」という。）が共同して、保護区ごとに設置する。
 - ② 保護観察所長等は、各協議会について、会議を開催する時期、場所等について計画するものとし、特に次の要件を満たす保護区については、複数の協議会を設置し、又は同一の協議会で年間に複数回の会議を開催することを検討する。
 - ア 保護司の定数に対する保護司の実人員の割合が比較的低い保護区
 - イ 安定して保護司候補者を確保することが困難であると見込まれる保護区
 - ウ 2 以上の市区町村の区域又は広域の区域の保護区
 - エ その他複数の協議会を設置することなどについて、特段の必要性が認められる保護区
- ※ 1 保護区の中で、特に保護司の確保が必要な区域ごと（例えば小中学校区単位等）に協議会を設置することができるのと同時に、同一の協議会を年間に複数回開催することもできる。

〔役割〕

当該保護区の保護司候補者を広く求めるために必要な人材情報の収集及び交換を行う。

※ 保護司候補者の適性を事前審査することまでは求めている。

〔構成〕

- ① 協議会は、おおむね 5 人以上の委員をもって組織する。
- ② 保護観察所長等は、おおむね次に掲げる者のうちから、委員としてふさわしい者を選定する。

保護司、町内会又は自治会関係者、民生委員・児童委員、社会福祉事業関係者、教育関係者、保健・医療関係者、青少年関係団体関係者、地方自治体関係者、経済・産業関係団体関係者、更生保護女性会・BBS会・都道府県就労支援事業者機構等更生保護関係団体関係者、その他地域の事情に通じた学識経験者

- ③ 委員の選定に当たっては、広範な層から適正に保護司候補者を確保できるよう、委員の所属分野等に偏りが生じないよう配慮する。
- ④ 委員の任期は、選定した年度の年度末までを基本とするが、延長を妨げない。

〔会議〕

協議会の会議は、保護観察所長等が招集する。

※ 会議には、当該保護区担当の保護観察官等保護観察所職員が出席する。

〔その他〕

協議会の会議に出席した委員に対しては、原則として、配賦予算の範囲内で謝金を支給する。ただし、保護司の身分を有する委員（保護司以外の身分により選定された場合を除く。）に対しては支給することができない。

※ 保護観察所は、保護司会と協調しながら、平素から保護司や保護司活動の重要性、更生保護の現状等について、地域の関係機関・団体の理解を得るよう努めるとともに、協議会においても必要な説明を十分に行う。

(注) 1 協議会設置要綱及び協議会設置要綱の解説に基づき、当省が作成した。

2 ※書きは協議会設置要綱の解説に記載のある内容である。

協議会に関して、平成24年提言では、i) 保護司候補者を幅広く発掘するとともに、選考過程の透明性を確保するため、全ての保護司会に協議会を設置することが望ましい、ii) 原則として、町内会や地方公共団体関係者の参画を得る、中学校単位等きめ細かに開催する、保護観察所の関与を強化するなどの改善を図る必要があるとされている。

なお、再犯防止推進計画では、保護司候補者を確保するため、総務省等の協力を得て、地方公共団体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、協議会における協議を効果的に実施し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野から地域の保護司適任者に関する情報収集を促進することとされている。また、協議会で得られた情報等を踏まえて、保護司適任者に対して、実際に保護司として活動してもらえよう、積極的な働き掛けを実施することとされている。

こうしたことを踏まえ、法務省は、協議会を積極的に運用していくため、平成26年の基本的指針において、その地域で必要な人材の具体的な情報を持っていると思われる者を構成員とする協議会の柔軟な開催を組織的に行うこととして取組を進めている。

また、法務省は、保護司会に対し、更生保護法人日本更生保護協会が発行している月刊誌「更生保護」^(注)を通じて、協議会を含めた担い手確保の好事例等を紹介している。

(注) 法務省保護局が編集協力を行い、全国の保護司を始めとする更生保護関係者、関係機関、大学等に配布されている。

(最近の動向)

法務省は、平成31年の改訂後の基本的指針において、「保護司個人の人脈を生かした人材情報の収集に加え、その地域で必要な人材の具体的な情報を持っていると思われる人を構成員とする保護司候補者検討協議会を積極的に設置・運営すること」としている

ことに加え、「保護司候補者検討協議会の開催に当たっては、協議会委員に同協議会の趣旨をよく理解してもらうほか、協議会委員の構成の見直しや、確保重点区域を定めるなどの工夫をすることにより、より有用な人材情報を収集するとともに、こうした情報が実際に保護司の委嘱につながるよう努めること」などとしている。

（保護観察所の保護司会に対する指導状況）

調査対象とした 17 保護観察所における保護司会に対する保護司候補者の確保に関する指導状況について調査したところ、表 3-(2)-ア-(7)-①のとおり、6 保護観察所においては、保護司候補者の確保に関する好事例を保護司会に提示している一方で、半数以上の 11 保護観察所においては、こうした取組を行っていなかった。その理由について、1 保護観察所では「地域ごとの事情が異なることから、特効薬的な好事例を示すことは容易でなく、地道に協議会の開催を重ね、地域住民等の理解と協力を求めているのが現状」としていた。

また、2 保護観察所においては、協議会の具体的な運営方針や方法を保護司会に提示しており、これらの保護観察所管内の一部の保護司会では、提示された運営方法に沿って協議会を開催して、多数の情報提供を受けられている例（1 保護司会）がみられた。一方で、15 保護観察所では、協議会設置要綱及び協議会設置要綱の解説以外には特段提示していなかった。その理由について、1 保護観察所では「協議会の設置や開催方法等に関しては、保護区ごとの地域特性や保護司会の考え方があるため、保護司会の自主性・主体性に委ねている」としていた。

表 3-(2)-ア-(7)-① 保護観察所における保護司会に対する候補者確保についての指導状況

（単位：保護観察所）

区分	好事例を把握して提示		協議会の運営方針・方法の提示	
	行っている	行っていない	行っている	行っていない
保護観察所	6	11	2	15

（注）保護観察所への実地調査の結果による。

〔保護観察所における保護司会に対する保護司候補者の確保に関する好事例を提示している例・提示していない理由〕

区分	内容・理由
提示している例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管内の協議会の内容等で参考になる事例について、他の地区へ情報提供を行っている。（函館保護観察所） ・ 成果が上がっている他の地区の協議会の開催内容や取組などを紹介している。（仙台保護観察所） ・ 会議等の場において具体的な好事例を示した例はないが、保護司候補者の確保について個々の保護司会から相談を受けた場合などには、協議会の開催等により効果的に候補者を確保した地区の例などを適宜提供している。（甲府保護観察所） ・ 保護司代表者等会議において、担い手確保に関する好事例を共有している。（那覇保護観察所）

	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察所が把握している個々の保護司会における保護司の確保の取組について、様々な機会を通じて紹介している。（大阪保護観察所） 月刊誌「更生保護」を基に他の保護区の好事例を研修会で示して情報提供している。（広島保護観察所）※保護観察官による独自の取組
提示していない理由	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの事情が異なることから、特効薬的な好事例を示すことは容易でなく、地道に協議会の開催を重ね、地域住民等の理解と協力を求めているのが現状である。（高松保護観察所）

（注）保護観察所への実地調査の結果による。

〔保護観察所における保護司会に対して協議会の具体的な運営方針や方法を提示している例・提示していない理由〕

区分	内容・理由
提示している例	<ul style="list-style-type: none"> 保護司会に対しては、保護司代表者協議会等の協議会において、適宜具体的な運営方針・方法等を示している。（甲府保護観察所） 管理職が会議に参加し、保護司会に対して協議会の具体的な運営の方針・方法を示している。（大阪保護観察所）
提示していない理由	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の設置や開催方法等に関しては、保護区ごとの地域特性や保護司会の考え方があるため、保護司会の自主性・主体性に委ねている。（和歌山保護観察所）

（注）保護観察所への実地調査の結果による。

〔保護観察所から提示された運営方法に沿って協議会を開催して、多数の情報提供を受けられている保護司会の例〕

<p>保護観察所が管内の保護司会に対し、保護司の補充が必要な地域からの委員選定、協議会の開催日時・場所等の調整、1回目・2回目の各会議内容等の協議会の運営方法を記載した「保護司候補者検討協議会の一般的な進め方」を提示。</p> <p>提示された運営方法を踏まえ、この保護司会では、地域の実情に明るく、適任者の発掘が期待できると考えられる自治会関係者、民生委員・児童委員関係者、社会福祉関係者を中心に協議会委員を選定し、平成28年度から30年10月末までの間に、保護司会内の四つの支部ごとに協議会を計10回（3支部：2回ずつ、1支部：4回）開催している。</p> <p>1回目の会議では、保護観察所から協議会の内容や必要とされる候補者、事務連絡等について説明し、2回目の会議では、各委員から提出された「保護司候補になり得る人材情報に係る報告書」を基に候補者の情報交換等を行っており、4支部合計53人（1支部につき8～14人）の候補者の情報提供を受け、このうち14人が保護司に委嘱されている。</p>
--

（注）保護司会への実地調査の結果による。

ii 協議会の開催の有無と候補者確保の効果

調査対象とした68保護司会における平成28年度から30年度10月末までの間の協議会の開催状況^(注)を調査したところ、以下のような状況がみられた。

（注）法務省における協議会の「設置」については定義が明確ではないため、今回の調査では、協議会の開催の有無を基準にして調査した。

(協議会の開催の有無)

調査対象とした 68 保護司会のうち、表 3-(2)-ア-(7)-②のとおり、協議会を開催しているのは 47 保護司会（以下、協議会を開催している保護司会を「開催保護司会」という。）で、開催していないのは 21 保護司会（以下、協議会を開催していない保護司会を「未開催保護司会」という。）であった。

なお、調査対象とした 17 保護観察所管内の保護司会における協議会の開催状況をみると、管内全 328 保護司会のうち 121 保護司会で開催している。

表 3-(2)-ア-(7)-② 調査対象 17 保護観察所管内の保護司会における協議会の開催状況

(単位：保護司会、%)

区分	総数	平成 28 年度～30 年度		うち 29 年度以降	
		開催あり	開催なし	開催あり	開催なし
調査対象保護司会	68 (100)	47 (69.1)	21 (30.9)	43 (63.2)	25 (36.8)
都市部	28 (100)	23 (82.1)	5 (17.9)	22 (78.6)	6 (21.4)
非都市部	40 (100)	24 (60.0)	16 (40.0)	21 (52.5)	19 (47.5)
全ての保護司会	328 (100)	121 (36.9)	207 (63.1)	110 (33.5)	218 (66.5)

(注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。

2 平成 28 年 4 月 1 日から 30 年 10 月末までの間の開催状況である。

3 「うち 29 年度以降」については、表 3-(2)-ア-(7)-⑤及び表 3-(2)-ア-(7)-⑥において、協議会で情報提供を受けた保護司候補者と、平成 29 年 4 月 1 日から 30 年 10 月末までの間の保護司の委嘱との関係をみるために算出している。

4 調査対象保護司会については、協議会の実施状況を詳しく把握するに当たって、協議会の開催実績がある保護司会を多めに選定したため、全ての保護司会と比べて「開催あり」の割合が高くなっている。

5 平成 28 年度にのみ協議会を開催している保護司会は、「平成 28 年度～30 年度」では「開催あり」に計上し、「うち 29 年度以降」では「開催なし」に計上している。

6 保護司会の担当区域内に人口 20 万人以上の市町村、県庁所在市又は特別区の全部又は一部を含む保護司会を「都市部」に、都市部以外の保護司会を「非都市部」に分類している。調査対象とした 68 保護司会では、都市部が 28 保護司会、非都市部が 40 保護司会である。以下同じ。

(協議会での保護司候補者の情報提供の状況)

47 開催保護司会の協議会における保護司候補者の情報提供の状況をみると、表 3-(2)-ア-(7)-③のとおり、40 保護司会が計 452 人の情報提供を受けていた。

表 3-(2)-ア-(7)-③ 開催保護司会における協議会での保護司候補者の情報提供の状況

(単位：保護司会、人、%)

区分	平成 28 年度～30 年度			うち 29 年度以降		
	開催あり	情報提供あり	情報提供なし	開催あり	情報提供あり	情報提供なし
保護司会	47	40 (85.1)	7 (14.9)	43	34 (79.1)	9 (20.9)
都市部	23	18 (78.3)	5 (21.7)	22	15 (68.2)	7 (31.8)
非都市部	24	22 (91.7)	2 (8.3)	21	19 (90.5)	2 (9.5)
情報提供数 (人)		452	0		273	0

- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。
 2 平成 28 年 4 月 1 日から 30 年 10 月末までの間に開催された協議会における保護司候補者の情報提供の状況である。
 3 割合は、47 開催保護司会に対する割合である。
 4 保護司会によって協議会を開催していない年度がある。
 5 各年度ごとに情報提供を受けている保護司会があるため、各年度の合計と、「情報提供あり」及び「情報提供なし」の保護司会数とは一致しない。

平成 29 年度以降の 43 開催保護司会における保護司充足率^(注)をみると、表 3-(2)-ア-(ア)-④のとおり、30 年 10 月末現在では 90.6%となっている。都市部・非都市部別にみると、都市部の 22 保護司会では 87.8%で、非都市部の 21 保護司会では 93.6%となっており、都市部においてより低い傾向にある。さらに、29 年度以降の協議会での情報提供の状況を見ると、上記表 3-(2)-ア-(ア)-③のとおり、非都市部では 9 割の保護司会が情報提供を受けられている一方、都市部では約 7 割にとどまっており、約 3 割の保護司会が情報提供を受けられていない状況にある。

(注) 保護司充足率とは、保護司定数に占める保護司数現員数の割合である。

表 3-(2)-ア-(ア)-④ 平成 29 年度以降の 43 開催保護司会における保護司充足率

(単位：%)

区分		平成 30 年 10 月末
保護司会	(43 保護司会)	90.6
都市部	(22 保護司会)	87.8
非都市部	(21 保護司会)	93.6

- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。
 2 調査対象保護司会のうち平成 29 年度以降に協議会を開催している 43 保護司会を対象としている。

(協議会で情報提供を受けた保護司候補者の保護司への委嘱の状況)

平成 29 年度以降に協議会で情報提供を受けた保護司候補者の保護司への委嘱の状況を見ると、表 3-(2)-ア-(ア)-⑤のとおり、28 保護司会において委嘱につながっている実績がみられた。この 28 保護司会における新規委嘱者に占める協議会で情報提供を受けた保護司候補者から委嘱につながった者の割合をみると、表 3-(2)-ア-(ア)-⑥のとおり、16 保護司会において新規委嘱者の 5 割以上が協議会で情報提供を受けた保護司候補者となっている。このように、保護司会によっては、従来の方法等よりも協議会を開催することで担い手を確保している状況がみられた。

表 3-(2)-ア-(ア)-⑤ 平成 29 年度以降に協議会で情報提供を受けた保護司会における保護司候補者の保護司への委嘱状況

(単位：保護司会、人)

区分	情報提供あり	情報提供なし		
		委嘱あり	委嘱なし	不明
保護司会 (委嘱者)	34	28 (102)	4	2

- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。
 2 平成 29 年 4 月 1 日から 30 年 10 月末までの間に開催された協議会における情報提供を受けた保護司候補者の

保護司への委嘱の状況である。

- 3 () 内の数字は、協議会で情報提供を受けた保護司候補者からの保護司への委嘱者数である。
- 4 「委嘱なし」の4保護司会のうち1保護司会については、実地調査後に委嘱されている。

表 3-(2)-ア-(7)-⑥ 保護司会の全新規委嘱者に占める協議会で情報提供を受けた保護司候補者から委嘱につながった者の割合にみる保護司会数

(単位：保護司会)

区分	協議会で情報提供を受けた 保護司候補者から 委嘱につながった者あり	割合	
		5割以上	5割未満
保護司会	28	16	12

- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。
 2 平成29年4月1日から30年10月末までの間の委嘱の状況である。
 3 「5割以上」及び「5割未満」は、保護司の新規委嘱者数に占める協議会で情報提供を受けた保護司候補者数の割合である。

以上を踏まえると、協議会の開催による保護司候補者の確保には、一定の効果があると認められる。

(協議会を開催していない保護司会)

21 未開催保護司会について、平成27年度以前の協議会の開催状況についても遡ってみると、表 3-(2)-ア-(7)-⑦のとおり、13 保護司会では一度も開催していなかった。これらの保護司会からは、その理由について、人脈など他の方法で候補者を確保できていること(12 保護司会)のほか、「保護司の業務内容や適性などに詳しくない委員が候補者の情報を提供できるのか」、「保護区全域で一つの協議会では、地元以外の校区のことは分からず、形式的なものになってしまうのではないかなど協議会開催で担い手が確保できるのか疑問(3 保護司会)や、「協議会委員の選定など、運営する過程で保護司に負担をかけることから、協議会の設置には消極的」など、開催に当たっての事務負担が大きくなることへの懸念(2 保護司会)などが挙げられた。

また、残りの8 保護司会では平成27年度以前には協議会を開催していた。これらの保護司会からは、直近では開催していない理由について、他の方法で候補者を確保できていること(6 保護司会)のほか、「開催したものの、保護司会全体では組織が大き過ぎて各団体から候補者を紹介してもらえない」、「設置・開催に見合う効果が得られなかった」など、協議会を開催したが成果が上がらなかったこと(5 保護司会)などが挙げられた。

表 3-(2)-ア-(7)-⑦ 未開催保護司会における平成27年度以前の協議会の開催状況

(単位：保護司会)

区分	平成28年度から30 年度10月までの間 に開催していない	27年度以前	
		開催していない	開催している
		保護司会	21

- (注) 保護観察所への実地調査の結果による。

〔平成 30 年 10 月末まで一度も協議会を開催していない理由（主なもの）〕

分類	理由
他の方法で候補者を確保できている (12 保護司会)	<ul style="list-style-type: none"> 保護司の人脈により保護司を確保できている。 保護司の人脈で確保できており、協議会の設置の必要性を感じたことがない。
協議会開催で担い手が確保できるのか疑問 (3 保護司会)	<ul style="list-style-type: none"> 協議会を設置したところで、<u>保護司の業務内容や適性などに詳しくない委員が候補者の情報を提供できるのか疑問である。</u> 仮に協議会を開催しても、<u>保護区全域で一つの協議会では、地元以外の校区のことは分からず、形式的なものになってしまうのではないか。</u>
運営が負担 (2 保護司会)	<ul style="list-style-type: none"> <u>協議会委員の選定など、運営する過程で保護司に負担をかけることから、協議会の設置には消極的である。</u> 保護司に協議会を作れと言われても、作業の負担が大きくととてもできない。実際に協議会を設置しようとする、保護司の中の誰か 1 人が作業をやることになると思うが、とてもできないと思う。
保護区内の地域ごとに必要性の認識が異なる (1 保護司会)	<ul style="list-style-type: none"> 保護区が複数の市町で構成されており、それぞれの市町において、新任の保護司の探し方が異なっていることから、それぞれの地区の代表者へ協議会の設置を働き掛けてはいるものの、意見がまとまらず、協議会を設置できない状況である。

(注) 1 保護司会への実地調査の結果による。

2 一の保護司会において複数の理由を答えている場合がある。

〔平成 27 年度以前には協議会を開催していたが、その後開催しなくなった理由（主なもの）〕

分類	理由
他の方法で候補者を確保できている (6 保護司会)	<ul style="list-style-type: none"> 保護司の個人的な人脈によって保護司を確保できている。
開催したが成果があがらなかった (5 保護司会)	<ul style="list-style-type: none"> <u>開催したものの、保護司会全体では組織が大き過ぎて各団体から候補者を紹介してもらえない。</u> 協議会委員から平成 26 年度に 3 人、27 年度に 2 人の候補者の情報提供を受けたが、候補者に対する保護司活動の説明が充分でなかったことや候補者が既に様々な役職を兼務し多忙な状況であったことから、4 人の候補者からは応諾を得られず、委嘱に至った者は 1 人のみであり、<u>設置・開催に見合う効果が得られなかった。</u>
トラブルが発生した (2 保護司会)	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員や団体代表等に声を掛け、何とか第 1 回の協議会に参加はしてもらったものの「そもそも保護司が何をしているのか分からないのに、適任者を見付けろというのは無理がある」等の不満が噴出した。何とか 2 回目の協議会で複数の候補者が示されたが、1 人は委嘱され 1 人は委嘱されなかったことで、協議会委員等との間でトラブル

	になった。
協議会委員の保護司に対する理解不足（1 保護司会）	・ 協議会の委員（学識経験者等）から、保護司の業務内容が分からず、どのような人物を保護司に推薦してよいか分からないこと、保護司会の中で決めたほうが効率が良いとの意見があり、開催されなくなった。

- (注) 1 保護司会への実地調査の結果による。
2 一の保護司会において複数の理由を答えている場合がある。

iii 協議会の開催単位と候補者確保の効果

47 開催保護司会における平成 28 年度から 30 年度 10 月末までの間の協議会の開催単位と保護司候補者の確保状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。

47 開催保護司会における一回の協議会での開催単位をみると、表 3-(2)-ア-(7)-⑧のとおり、28 保護司会（59.6%）では分区や支部、小学校区など保護区よりも小さな単位（以下「分区等单位」という。）で開催しており、19 保護司会（40.4%）では保護区全域を単位（以下「保護区単位」という。）として開催していた。都市部・非都市部の別でみると、都市部の 15 保護司会、非都市部の 13 保護司会が分区等单位で開催していた。

表 3-(2)-ア-(7)-⑧ 47 開催保護司会における協議会の開催単位

(単位：保護司会、%)

区分	分区等单位	保護区単位
保護司会	28 (59.6)	19 (40.4)
都市部	15	8
非都市部	13	11

- (注) 1 保護観察所及び保護司会への実地調査の結果による。
2 平成 28 年 4 月 1 日から 30 年 10 月末までの間の調査結果である。
3 () 内は、47 開催保護司会に占める割合である。

分区等单位で協議会を開催している保護司会をみると、小学校区で開催して当該地区に詳しい住民（自治会長、公民館長、民生委員）を構成員とすることができ、人材情報が多く得られ、委嘱につながる者も多い例がみられた。また、協議会の開催単位を保護区単位から分区等单位に見直した例などもみられた。

〔分区等单位で協議会を開催し、地域をよく知る住民を委員に選定している例〕

1	<p>保護司がない又は退任により保護司がいなくなることが予想される小学校区を対象にして協議会を開催しており、消防団長、前小学校 P T A 会長、小学校 P T A 会長、前子供会会長、子供会会長、中学校 P T A 副会長、スポーツ推進委員等を協議会委員に選定している。</p> <p>協議会は年に複数回開催し、初回は協議会委員の責務や保護司の具体的な活動の内容等の説明を行い、次の回から情報提供を受けられるようにしている。平成 28 年度に 2 回、29 年度に 3 回開催した結果、計 11 人の情報提供を受け、このうち 4 人が委嘱につながっている。</p>
---	---

2	<p>担当区域が2市にまたがる保護司会において協議会を開催しており、市生活福祉部福祉課長、民生委員児童委員協議会会長、青少年育成市民会議委員長、更生保護女性会会長、更生保護女性会支部長、日本赤十字県支部委員長、前地区長、市議会議長など、幅広い分野から協議会委員を選定している。</p> <p>1回の協議会で、候補者の情報提供を受けた場合でも、候補者に打診した結果を踏まえて再調整のための協議会を開催するなど柔軟に運用している。平成29年度に6回、30年度（10月まで）に2回開催した結果、計17人の情報提供を受け、このうち3人が委嘱につながっている。</p>
3	<p>他の保護司会が保護区単位で協議会を開催し、うまく保護司を確保できなかったことを踏まえ、新たに保護司の委嘱を必要とする小学校区においてピンポイントで協議会を開催し、その地区周辺をよく知る住民（自治会長、公民館長、民生委員等）を協議会委員として選定している。平成28年度に5回、29年度に9回、30年度（10月まで）に4回開催した結果、計37人の情報提供を受け、このうち14人が委嘱につながっている。</p>
4	<p>保護司候補者の情報収集を充実させるために協議会を開催しており、協議会の委員には民生委員児童委員協議会会長や学区社会福祉協議会会長など、地域の人材に詳しいと考えられる団体の関係者を選定している。平成28年度に2回、29年度に2回、30年度（10月まで）に1回開催した結果、計14人の情報提供を受け、このうち9人が委嘱につながっている。</p>

(注) 保護観察所及び保護司会への実地調査の結果による。

〔開催単位を見直したことで情報提供を受けられるようになった例〕

平成20年度（第1回目の開催）から26年度までの間は、保護区全域を代表する者を協議会委員に選定して協議会を開催していたが、候補者の情報提供が余り受けられなかったことから、27年度から欠員が生じている地区ごとの開催に変更して、候補者の情報が得られるようになった。

協議会委員には町総区長会会長、民生児童委員会会長、青少年育成町民会議会長、公民館長、町住民環境課長、町教育委員会生涯学習課長、社会福祉協議会会長等を選定している。毎年度協議会を2回開催し、1回目に保護司活動の説明及び候補者の推薦依頼を行い、2回目に候補者の情報提供を受けている。平成28年度に2回、29年度に2回開催した結果、6人の情報提供を受け、このうち3人が委嘱につながっている。

(注) 保護観察所及び保護司会への実地調査の結果による。

〔事前説明等を行い、地区単位で開催することで情報提供を受けられている例〕

保護司の欠員が生じた時点で、協議会を開催する前に、保護司会の各支部長と保護観察所の企画調整課長とが町内会連合会の会議の場で保護司活動について説明し、協議会への出席や保護司候補者の情報提供を依頼している。協議会委員には、地域の実情をよく知る者として、町内会連合会会長のほか、PTA会長等を選定している。平成28年度に3回、30年度（10月まで）に1回開催した結果、13人の情報提供を受け、このうち3人が委嘱につながっている。

(注) 保護観察所及び保護司会への実地調査の結果による。

47開催保護司会が担当する保護区の広さを可住地面積^(注1)で見ると、最も小さい保護区では7km²、最も大きい保護区では471km²となっており相当な差がみられた。そこで、協議会における保護司候補者の情報提供の状況を開催単位別に比較するに当たって、担当する保護区の可住地面積が50km²^(注2)以下の12保護司会をみたところ、表3-(2)-ア-(7)-⑨のとおり、1保護司会当たりの情報提供数は、分区等単位で開催している6保護

司会では 6.3 人で、保護区単位で開催している 6 保護司会では 3.5 人となっている。

なお、都市部の 9 保護司会についてみると、分区等単位で開催している 5 保護司会では 7.4 人で、保護区単位で開催している 4 保護司会では 3.8 人となっている。

このように、1 保護司会当たりの情報提供数については、分区等単位での開催の方が、保護区単位での開催よりも一定程度多く得られている。

(注 1) 「統計でみる市区町村のすがた 2019」(総務省統計局)による。以下同じ。

(注 2) 参考として、東京都特別区では、可住地面積が 50 km²を超える区は大田区(約 61 km²)、世田谷区(約 58 km²)、足立区(約 53 km²)のみ。江戸川区の可住地面積が約 50 km²である。

表 3-(2)-ア-(7)-⑨ 保護区の可住地面積が 50 km²以下の保護司会における協議会の開催単位別の情報提供の状況

(単位：保護司会、人)

区分	保護司会	情報提供数	1 保護司会当たりの情報提供数
分区等単位	6	38	6.3
うち都市部	5	37	7.4
保護区単位	6	21	3.5
うち都市部	4	15	3.8
計	12		
うち都市部	9		

(注) 1 保護観察所への実地調査による。

2 平成 28 年 4 月から 30 年 10 月末までの協議会の実績である。

3 47 開催保護司会のうち、担当する保護区の可住地面積が 50 km²以下の保護司会を対象としている。

また、協議会における保護司候補者の情報提供の状況を開催単位の規模別で比較するため、開催単位を小学校数^(注)に置き換えてみると、表 3-(2)-ア-(7)-⑩のとおり、情報提供を受けられている保護司会は、1~3 校分を開催単位としている 12 保護司会の全て、4~9 校分を開催単位としている 16 保護司会の約 9 割(14 保護司会)となっている一方、10 校分以上を開催単位としている 19 保護司会では約 7 割(14 保護司会)となっている。

(注) 小学校数は「統計でみる市区町村のすがた 2019」による(以下同じ。)。47 開催保護司会が担当する保護区のうち最も少ない保護区では 5 校、最も多い保護区では 67 校であった。

このように、開催単位の規模で比較してみると、より小さい規模(小学校数)の単位で開催した方が、情報提供を受けられている割合が高い。

なお、10 校分以上を開催単位としている保護司会は、非都市部では約 3 割となっているのに対し、都市部では 5 割以上となっており、非都市部に比べて都市部では開催単位の規模が大きい傾向にあると言える。

表 3-(2)-ア-(7)-⑩ 47 開催保護司会の開催単位を小学校単位に置き換えた場合の情報提供の状況

(単位：保護司会、%)

小学校数	合計		情報提供あり			情報提供なし		
	都市	非都市	都市	非都市	都市	非都市	都市	非都市
1～3校	12 (25.5)	5 (20.8)	12 (100)	5 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
4～9校	16 (34.0)	12 (50.0)	14 (87.5)	11 (91.7)	2 (12.5)	1 (25.0)	1 (8.3)	1 (8.3)
10校以上	19 (40.4)	7 (29.2)	14 (73.7)	6 (85.7)	5 (26.3)	4 (33.3)	1 (14.3)	1 (14.3)
計	47 (100)	24 (100)	40 (85.1)	22 (91.7)	7 (14.9)	5 (21.7)	2 (8.3)	2 (8.3)

- (注) 1 保護観察所への実地調査による。
 2 平成 28 年 4 月から 30 年 10 月末までの協議会の実績である。
 3 小学校数は、各保護司会の区域内の小学校数を、協議会の開催単位数で割ったもの。例えば、保護司会内に 4 分区あり、分区ごとに協議会を開催している場合であって、当該保護司会の区域内に小学校が 20 校ある場合、 $20 \text{ (小学校)} / 4 \text{ (分区)} = 5 \text{ 小学校}$ としている。
 4 小学校数を算出するに当たって、小数第 1 位を四捨五入している。
 5 「合計」欄の () 内の数値は小学校数別の割合である。「情報提供あり」及び「情報提供なし」欄の () 内の数値は、「合計」欄の数値を 100 としたときの情報提供の有無別の割合である。

また、47 開催保護司会それぞれの分区等单位と保護区単位を小学校数に置き換えてみると、表 3-(2)-ア-(7)-⑩のとおり、分区等单位で開催している 28 保護司会の約 9 割 (24 保護司会) の協議会が、1～3 校又は 4～9 校分での開催となっている一方、保護区単位で開催している 19 保護司会の約 8 割 (15 保護司会) の協議会が、10 校分以上での開催となっており、各保護区の規模に差があるとしても、おおむね分区等单位はより小さな単位であり、保護区単位はより大きな単位であると言える。

表 3-(2)-ア-(7)-⑪ 47 開催保護司会の協議会の開催単位に含まれている小学校数

(単位：保護司会、%)

小学校数	分区等单位	保護区単位
1～3校	12 (42.9)	0 (0.0)
4～9校	12 (42.9)	4 (21.1)
10校以上	4 (14.3)	15 (78.9)
計	28 (100)	19 (100)

24 保護司会
(85.7%)

- (注) 1 保護観察所への実地調査による。
 2 平成 28 年 4 月から 30 年 10 月末までの協議会の実績である。
 3 小学校数については、表 3-(2)-ア-(7)-⑩の (注) 3 及び 4 に同じ。
 4 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

以上のことから、協議会の開催を法務省が推進するのであれば、保護司会の中には協議会運営に係る事務負担を懸念する意見があることや、保護区よりも小さな単位での開催が情報提供を多く得られる効果を上げている事例があること、より小さい単位での開催に効果がみられる傾向にあることを踏まえる必要があると考えられる。

iv 保護司会独自の保護司候補者の確保の取組

調査対象とした68保護司会における保護司候補者の確保の手段について調査したところ、表3-(2)-ア-(7)-⑫のとおり、従来からの保護司等の人脈や、上記iiでみた協議会の開催のほか、保護司会独自の取組により候補者の確保に取り組んでいる保護司会がみられた。また、これらの手段を併用している保護司会もみられた。

表3-(2)-ア-(7)-⑫ 調査対象68保護司会における保護司候補者の確保の手段

(単位：保護司会)

区分	保護司の人脈	協議会の開催	保護司会独自の取組
保護司会	61	47	11

- (注) 1 保護観察所及び保護司会への実地調査の結果による。
 2 「協議会の開催」の数値は、平成28年4月1日から30年10月末までの間に協議会を開催している保護司会数である。
 3 調査対象とした保護司会については、協議会の実施状況を詳しく把握するため、協議会を開催している保護司会を多めに選定した。
 4 異なる複数の手段を併用している保護司会がある。

保護司会独自の取組により保護司候補者を確保している保護司会の中には、社会福祉士会やPTA等の地域団体関係者で構成するプロジェクトチームを設置し、若い年齢層から保護司候補者を発掘している例や、様々な取組を組み合わせる計画的に行っている例がみられた。このほか、県議会議員、市長、消防団などに人選を依頼して候補者を確保しているとする保護司会がみられた。

〔保護司会独自の取組の具体例〕

○若い年齢層から保護司候補者を発掘している例

保護司会役員及び地域団体関係者（社会福祉士会、退職校長会、PTA、青少年対策地区委員会等）で構成するプロジェクトチームを設置。当該プロジェクトチームは、i) 分区等による情報を集約一元管理し、適任者の内申を効率的に図ること、ii) 保護司適任者を紹介していただける団体等への働き掛けを推進し、適任者の開拓への活動をサポートすることを目的としており、今までに保護司の出身母体のネットワークを活用して候補者を探し、推薦している。この取組により推薦された候補者の平均年齢は、56.7歳（最年少は43歳）であり、全国の保護司の平均年齢65.1歳よりも若い状況。

○様々な取組を組み合わせる計画的に行っている例

所属する各保護司がいつ頃定年に達し退任するのか予測が可能であることから、次のような取組を組み合わせ、保護司候補者の確保に計画的に取り組んでいる。当該保護司会における保護司の充足率は、過去3年間95%前後と高い状況。

- i) サポートセンターに「十数年先までの各分区の保護司の定年予定時期が分かる表」、「保護司の新規委嘱が必要な時期が一目で分かる表」を貼り、候補者確保の必要性を保護司に意識付け

※ 当該保護区では、平成29年4月～30年10月までに、10人の保護司が新規委嘱されており、8人が人脈、1人が協議会、1人が自薦によるもの。また、令和元年6月に7人の委嘱が予定されており、その内訳は、4人が人脈、2人が協議会、1人が自薦によるもの

- ii) 保護司の委嘱を受けるか判断しかねている者に対しては、分区の定例会、啓発活動、研修会などに参加（保護司活動インターンシップを活用）してもらい、委嘱につなげている。
- iii) 協議会委員には、所属分野等に偏りが生じないよう配慮しながら地域事情に詳しい者を選定。その結果、町内会長、民生委員、社会福祉協議会職員、青少年育成委員会委員、更生保護女性会会員を選定することが多い。自治体職員では、分区に所在するまちづくりセンターの所長を選定している。
- iv) 候補者の情報提供が少なく、打診しても、保護司には大変なイメージがある、子育てで忙しい、家族の協力が得られないなどの理由から断られることがあり、委嘱につながったのは、平成29年6月委嘱の1人、令和元年6月委嘱予定の2人の計3人であるが、保護司の委嘱につながらなくとも、協議会は更生保護や保護司について理解してもらえる良い機会である。

(注) 保護司会への実地調査の結果による。